

奈良市予防接種健康被害調査委員会の概要

	奈良市予防接種健康被害調査委員会
設置目的、担当事項	予防接種法第5条及び第6条の規定に基づき実施した予防接種による健康被害の発生に際し、当該事例について、医学的な見地から調査及び審議を行う
設置根拠法令等	奈良市附属機関設置条例
設置年月日	昭和61年5月1日
委員数	5人以内
任期	委嘱又は任命の日から市長の諮問に係る調査審議が終了するまで
委員構成	奈良市医師会に属する会員、奈良県知事が推薦した専門医師、奈良市保健所長
公開・非公開の別	非公開
担当課	健康医療部健康増進課及び 新型コロナウイルスワクチン接種推進課